

福井市監査告示第18号

令和3年2月16日付け監査告示第6号にて公表した監査の結果に関する報告について、福井市長から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和3年5月26日

福井市監査委員 谷川 秀 男  
福井市監査委員 滝波 秀 樹  
福井市監査委員 下畑 健 二  
福井市監査委員 村田 耕 一

- 1 監査の種類 定期監査（所属別定期監査）  
2 措置を講じた部局等 教育委員会事務局教育総務課  
3 措置通知を収受した年月日 令和3年5月13日  
4 措置内容

指摘事項	措置内容
<p>電気事業法に基づく自家用電気工作物保安管理業務の法定点検において、関係法令で定める基準に不適合とされた事項のうち、相当の期間、未対応の状態となっているものがある。</p> <p>所管課は、電気事業法等の関係法令に則り、学校の施設及び設備を常に良好な状態に保つように管理しなければならず、法定点検により不適合とされた事</p>	<p>法定点検で不適合とされた14件の事項のうち、3件の非常用発電設備は現時点では設置義務がないため廃止、2件は再点検時に絶縁抵抗値が基準値内となったため不適合事項から除外、7件は令和2年度中に改修をした。</p> <p>残り2件についても、令和3年度中に対応するため予算措置を行った。</p>

項については、速やかに対応されたい。